

■建築士から建築主に対して情報提供することが考えられる内容の例

(改正建築物省エネ法オンライン講座テキスト抜粋 国土交通省)

説明義務制度は、建築士から建築主に対する説明を通じて、建築主に省エネに対する理解を促すとともに、自らが使用することとなる建物の省エネ性能を高めようという気持ちをもってもらうことに制度のねらいがあります。

このため、説明義務制度においては、単に建物の省エネ基準への適合性を確認し、その結果を建築主に伝えるだけでなく、あらかじめ省エネの必要性や効果について情報提供を行うことが重要となります。

建築士から建築主に対して情報提供することが考えられる省エネの必要性やその効果の内容としては、次のような内容が考えられます。

情報提供に当たっては、建築主の省エネに対する理解の向上のため、できるだけ丁寧にきめ細かく説明するよう心がけましょう。

その際、円滑な情報提供のため、国土交通省が作成したパンフレット等も必要に応じてご活用ください。

※【 】に“住宅”とある項目は住宅に深く関連する内容、“非住宅”とある項目は非住宅に深く関連する内容であることを示しています。

(1)パリ協定を踏まえた我が国の温室効果ガス排出削減量の目標【住宅・非住宅】

日本は石油やガスを輸入に頼っているため、エネルギーの安定供給が海外の情勢に大きく左右されること、世界で地球温暖化対策を進めるために各国で温室効果ガス排出量削減の目標を設定していることから、省エネ対策が重要になっています。

建築物省エネ法は、建物についても省エネ対策を進める観点から制定された法律であり、今般、建物の省エネ性能を説明することとなったのも、この法律で義務づけられたためです。

(2)建築主の努力義務【住宅・非住宅】

建築物省エネ法では、建物を新築や増改築するときは、建築主に省エネ基準に適合させる努力義務を課しています。また、修繕や模様替えのときは、建築主にできる限り省エネ性能を向上させる努力義務を課しています。

(3)快適性の向上【住宅・非住宅】

断熱性能が不十分な建物では、屋内と屋外で熱が出入りしやすいため、冬の暖房や夏の冷房が効きにくく、日射遮蔽性能が不十分な建物では夏の冷房が効きにくいいため、エネルギーを使っている割に部屋の快適性が得られにくくなります。

少ないエネルギーで暖房や冷房を効かせ、部屋を快適にするためには、高い断熱性能をもつ窓の設置や、外気に接する壁や床、屋根(天井)等に十分な断熱材を入れることによって建物の断熱性能を高めることや、日射を遮るひさしの設置などによって建物の日射遮蔽性能を高めることが有効です。

(4)光熱費の削減効果【住宅・非住宅】

効率的な暖冷房を行えるよう、断熱性能や日射遮蔽性能を確保し、効率の良い設備を採用した省エネ性能を有する建物は、使用開始後の電気やガス等の消費量を小さく抑えることができます。

省エネ性能を高めるためには、新築の段階でコストがかかりますが、使用段階で光熱費の削減にもつながることから、建物の一生で必要なコストを見据えて検討することが重要です。

(5)室内の温熱環境と健康への影響【住宅】

最近の調査によると、室内の温熱環境が住まい手の健康づくりにもつながることが分かってきました。住宅等の快適な温熱環境を確保する上で、一定の断熱性能を有する住宅とすることは有効です。

これらの内容の説明に当たっては、これまで得られた知見をまとめたリーフレット『「省エネ住宅」と「健康」の関係をご存じですか?』が参考となります。

(6)省エネ性能が高い住宅・建築物への支援措置【住宅・非住宅】

省エネ性能が高い住宅や建築物に対しては、国等による補助金のほか、税制上の優遇や住宅金融支援機構の融資などの支援措置があります。

省エネ性能を高める上で必要となる追加的なコストの負担軽減につながり、省エネ性能の高い住宅・建築物の整備に取り組みやすくなりますので、これらの支援措置についても積極的に情報提供することが考えられます。

(7)災害時等の継続利用可能性【住宅・非住宅】

災害等により電力やガス等のエネルギー供給が制限された場合、断熱性能を有する住宅や建築物は、建物内の室温の変化を緩やかに抑えることができます。また、エネルギー効率の高い設備を使用している場合には、少ないエネルギーでこれらの設備を使用することが可能です。

その他、太陽光発電設備等の発電機能を有する設備とともに蓄電池を設置している場合には、例えば停電中であっても、電気を作り出し、使用することが可能となるため、災害時等に建物を継続して使用する際に役に立つ場合があります。

(8)地域の気候及び風土に応じた住宅【住宅】

伝統的な構法を用いた住宅については、断熱が困難な構法を採用していることや比較的大きな開口部を有していること等により、一般的に省エネ基準への適合が困難な場合があります。

このため、建築物省エネ法では、通風の確保など地域の気候・風土・文化を踏まえた工夫の活用により優れた居住環境の確保を図る伝統的構法による住まいづくりの重要性に配慮し、地域の気候及び風土に応じた(気候風土適応住宅)については、省エネ基準を一部合理化する措置を講じています。

(9)住まい方、使い方の工夫【住宅・非住宅】

住宅や建築物の省エネ性能を高めることは、エネルギー消費量を削減する上で有効な方法ですが、省エネを意識した住まい方や使い方を工夫することが重要です。

例えば、すだれやブラインドを積極的に活用して建物内に入ってくる日射量を調整したり、冷房設備の使用に代えて風を積極的に取り入れることにより室内の温度環境を調節したりすることなどが考えられます。

(10)省エネにも資する緑化【住宅・非住宅】

建物そのものの省エネ化による取り組みの他に、樹木等を省エネに資するように活用する方法もあります。

例えば、緑のカーテンや屋上緑化等により躯体への太陽光の入射を遮ったり、蒸散作用により建物周辺の温度上昇を緩和したりすることが期待できるほか、落葉樹を植えることにより夏場は日射を遮って冷房負荷を軽減(部屋を暖めにくく)し、冬場は日射を取り入れて暖房負荷を軽減(部屋を暖めやすく)することが考えられます。